

◆第3回環境審議会における主な意見と案への反映について

委員	項目	頁	内容	対応
塩月代理	用語	全般	“市民、市民活動団体、事業者、市”の4つの主体の表記が統一されていない。	
宮原委員	用語	全般	それぞれの役割の記載順序について。基本計画は市民・市民活動団体・事業者・市、重点協働プロジェクトは市・市民・市民活動団体・事業者、協働関係の並びでは市・市民・事業者・市民活動団体”となっている。	各主体の表記と役割等の掲載順を「市民・市民活動団体・事業者・市」に統一しました(第2次環境総合計画に関する部分を除く)。
篠原委員	用語	23	“④国際協力を進める”の中に“イクレイ”は括弧書きでICLEIという説明が必要。	難解な用語については、市民にわかりやすい表記に努めるとともに、用語解説を掲載しました。
塩月代理	用語	79	“3R”で理解できるのか。	
内田代理	第1章	8~11	本市の概況の部分は、もう少し環境的視点での書き込みが必要ではないか。(地形、産業と就業者数、土地利用など)	本市の地形について加筆しました。また、本市の産業の特色である農水産業および就業者の果たす環境保全についての役割について記述しました。
	第2章	14	第2次環境総合計画の全体像が見えないため、他にどういった分野があつてここを課題としてとらえたというのが見えにくい。第2次環境総合計画の全体的な資料が1枚でもあると、その中でこの分野を課題として認識したということがわかって理解しやすいのではないか。	第2章の冒頭頁に第2次環境総合計画の説明と体系図を記載しました。
古賀委員	第3章	32	「環境文化都市」のイメージを図案化して大きく掲げると市民にもわかりやすいのではないか。	イメージ図を作成し、第3章「1. 計画の目指す都市像」内に掲載しました。
内田代理	第4章	46	基本計画体系のところ、唐突に環境目標の体系図がきているため、目標と施策の体系の関連など、何らかの説明を入れないとわかりにくいのではないか。	基本計画体系の箇所、基本計画と中目標、小目標との関連について記述しました。
長澤委員	第4章	62	外来種はなぜ駆除しなくてはいけないのか説明を入れたほうがいいのか。	外来生物による被害と拡大の防止についての説明を加えました。

◆第3回環境審議会における主な意見と案への反映について

委員	項目	頁	内容	対応
内野議長	第4章	62～ 63	表現について ・×外来予防三原則⇒○外来生物被害 予防三原則 ・雁回山は愛称・別名であって、木原山 が正式名称ではないか。 ・江津湖などの緑の拠点をはじめ”とある が、白川とか坪井川とかの河川、水辺、 海岸、こういう水環境が抜けている。そ れらにも親しんで保全することを希望す る。	ご指摘のとおり修正しました。 市の役割に水辺環境についての 保全について追記しました。
塩月代理	第4章	74	“安全で快適な道路環境を確保する”の 中で、市民の役割は道路整備になっ ているが、事業者の役割は歩道の整備な ど限定されている。できれば道路整備な ら道路整備、道路や歩道なら道路や歩 道で。また事業者は“事業所周辺の道路 について美化清掃”となっていますが、 市民の場合は“道路や歩道の美化につ とめ”など、文言的の整合性をとるとわか りやすくなるのでは。	”2-2-3安全で快適な道路環境を 確保する”の中では、「道路や歩 道」は「道路」と標記し、全体的に 文言を整理しました。
天本委員	第4章	74	・道路構造令では車道と歩道、自転車 道、自転車歩行者道を含めたところが道 路となる。正確性を優先か、わかりやす さを優先かの判断をいただきたい。 ・自転車の通行のことについて加えて欲 しい。	上記のとおり、全体的に文言を整 理しました。 同じく、自転車の安全利用につい て、市民や市の役割を追記しまし た。
塩月代理	第4章	86	“徒歩や自転車で移動しやすいまちづく り”とあるが、“自転車駐車場の適切な利 用”というのが市民の役割にあってもい いでは。	ご指摘のとおり追記しました。
天本委員	第4章	87	・市の役割“自転車歩行空間”というの が何を指しているのか。自転車道、自転車 歩行車道を指しているのか。 ・駐輪場の整備を市の役割の中に入れ ると、より自転車の利用が進むかと思 う。	自転車が走りやすい道路と修正し ました。 市の役割に自転車駐車場の整備 を追記しました。
宮原委員	第4章	86 94	“出来る限り徒歩や自転車”、“出来るだ けエコカーを選択する”という文言につ いて、今後、温暖化対策の視点から積極 的な取組みが必要ある交通に関して、 “出来る限り”でいいのか。“出来る限り” というよりは“積極的に利用しましょう”と いう目標であるほうがいいのか。	出来るだけ、出来る限りという表 現を削除しました。

◆第3回環境審議会における主な意見と案への反映について

委員	項目	頁	内容	対応
井上委員	第4章	92	目標5“市民が快適に過ごせる生活空間をつくる”における成果指標にいくつか見られる“現状維持”はどのように解釈したらいいか。市民に分かりやすい表現が必要では。	“現状維持”となっている箇所について、その理由を付記しました。
塩月代理	第4章	96	事業者の役割の中で“工事を行うときは事前に周辺への説明を行い、実施時間の配慮や騒音や振動を発生させないように配慮します”の部分は、騒音、振動をなくす方向に努めていきたい意識はあっていると思うが、防ぐことは若干難しい部分があるため、“努めます”としたほうがいいのでは。	「防止するための対策を行います」と記述を改めました。
宮原委員	第4章	110	取り組み2の市の取り組みの中で“地球温暖化防止活動推進センターの指定をはじめ、EPO九州などの関係機関と連携・協力を図っていきます”とあるが、ここは基本的に市のセンターを指定するのであれば、EPO九州よりは県のセンターの連携が先なのではないか。	「熊本県地球温暖化防止活動推進センター、EPO九州などの関係機関と連携・協力～」に修正しました。
内田代理	第5章	115	計画の推進体制の部分で、市の役割に報告の「市民への公表」という部分が必要ではないか。	計画の推進体制における市の役割に「(5)市のホームページ等で計画の進捗状況を報告します」を追記しました。

◆その他の主な修正点について

章	頁	修正内容
第1章	6	人口を平成23年1月1日時点データに差し替え
第1章	9	各都市の月毎の平均最高気温と平均最低気温の比較、平均最高気温と平均最低気温の差のグラフを最新のものに差し替え
第1章	10	産業区分別総生産額グラフを最新のものに差し替え 産業別就業者数グラフを国勢調査に基づいたグラフに差し替え
第1章	11	⑤土地利用についての参考グラフを、利用状況をより明確にするため、市街化区域と市街化調整区域面積、地目別面積のグラフに差し替え
第3章	37	基本理念2「環境の変化への対応と適応」の参考図として、地球温暖化の影響を示す「コメ収量の変化推計結果」「ウンシュウミカン栽培に適する年平均気温分布の移動」を配置（転載許可済）
第4章	77	「3-1ごみを減らし、資源循環のまちをつくる」を、策定中の一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の内容を踏まえ、目標値等を修正
第4章	82	温室効果ガス排出量のH2O数値が確定したことに伴い、現況値を修正
巻末資料	119	策定の経緯(環境審議会、市民検討会議、庁内関連会議の開催等)、環境審議会委員名簿、市民検討会議委員名簿等を追加

■第3次熊本市環境総合計画(案)追加修正について

章	頁	修正前	修正後
第2章	14		冒頭に追記 「平成13年に策定の第2次環境総合計画では、～」
第2章	14	「地球市民を育て <u>すべ</u> の～」	「地球市民を育て <u>すべ</u> ての～」
第2章	21	二酸化窒素濃度 (国の環境基準 <u>再</u> 下限達成)	(国の環境基準 <u>最</u> 下限達成)
第4章	67	取り組み ●史跡等文化財の保存と整備 3行目 「また、～、 <u>継承</u> ・ <u>保存</u> を～」	「また、～、 <u>保存</u> ・ <u>継承</u> を～」
第4章	97	取り組み 5-1-3 市民の役割の部分 「下水道の整備がされたら、速やかに接続します。」	上の行の内容と重複のため、削除
用語解説	131	■環境ホルモン 説明文 「内分泌かく <u>攪乱</u> 化学物質」	「内分泌かく <u>乱</u> 化学物質」